



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年7月3日金曜日 第2079号

◇ 目次 ◇

浸水想定区域の指定（3件）.....	637
土地改良区役員の就退任の届出.....	637
道路の供用開始（県道後柿之浦線）.....	637

公 告

土地の売払い（2件）.....	638
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	640

告 示

○愛媛県告示第921号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川金生川水系金生川に係る浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年7月3日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第922号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川関川水系関川に係る浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年7月3日

○愛媛県告示第925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年7月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	後柿之浦線	宇和島市津島町成字由井出78番から 同町成字由井出76番2まで	平成21年7月3日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第923号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川千丈川水系千丈川に係る浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年7月3日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第924号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年7月3日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

就 任

役員の種類	氏名	住 所
理 事	泉 雄 二	宇和島市津島町高田丙157番地1

退 任

役員の種類	氏名	住 所
理 事	赤 松 南海男	宇和島市柿原甲131番地1

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
南宇和郡愛南町御荘平城5305番1	宅 地	649.20m ²	2,862,000円
南宇和郡愛南町御荘平城5305番7	公衆用 道 路	494m ²	
南宇和郡愛南町御荘平城5304番2	公衆用 道 路	94m ²	

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成20年7月3日（金）から8月6日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成20年8月6日（木）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年7月29日（水）午後1時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成21年8月24日（月）午後1時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3048

愛媛県愛南土木事務所2階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
南宇和郡愛南町御荘平城2948番1	宅 地	278.09㎡	7,476,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者であること。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- (2) 入札参加申込書の提出
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。
ア 提出期間
平成20年7月3日（金）から8月6日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）
イ 提出場所
愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 （089）912 2255
ウ 提出方法
持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。
エ 郵送等による提出の取扱い
郵送等による提出の場合は、平成20年8月6日（木）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。
- (3) 契約条項を示す場所等
ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先
(2)イに掲げる場所
イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法
(2)イに掲げる場所で交付する。
ウ 現地説明の日時及び場所
(ア) 日時

平成21年 7月29日（水）午後2時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成21年 8月24日（月）午後2時
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3048
愛媛県愛南土木事務所 2階会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
- ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 6月18日	特定非営利活動法人 ワークライフ・コラボ	堀 田 真 奈	松山市保免上2丁目5番13号	この法人は、働く人・働こうとする人に対して、ワークライフバランス向上の実現支援に関する事業を行い、能力向上・キャリア形成支援事業、子育てや結婚後のキャリアに関する講演会、座談会、セミナー、相談等の企画開催及び調査・研究事業、機関誌の発行及びホームページの開設による普及啓発事業を行い、同じ目的を持つ多くの個人や企業の意識を高め、連携を図っていくことで、個人・企業の生産性の向上、活性化を増進し、豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。